

問Ⅷ-1-② (公益目的事業か否かの判断②)

事業が認定法別表各号に該当すれば、公益目的事業と認められますか。

答

- 1 公益目的事業の定義は、
  - A 「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であって、
  - B 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という構成をとっています。
  
- 2 このため、公益目的事業か否かについては、
  - A 公益法人認定法別表各号のいずれかに該当するかという点（注）だけでなく、
  - B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているかという点を併せて審査することとなります。

(注) 例えば、ある事業が、その目的に着目したとき、食糧の安定供給の確保を目的としていれば、別表第21号の「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」に該当していると考えられます。このように別表各号に該当しているかは、事業の目的に着目して判断することとなります。

(補足) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

(参照条文)

公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) P39、別紙